

告示

埼玉県告示第千四百六十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和二年十二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人飯能市スポーツ協会

二 代表者の氏名

岡部 素明

三 主たる事務所の所在地

埼玉県飯能市大字阿須八百十二番地三

四 当該認定の有効期間

令和二年十二月二十五日から令和七年十二月二十四日まで